

長期履修申請に関わる確認書

長期履修を申請するにあたり、下記の事項について確認いたしました。

（確認した事項には、□にレ点を入れてください。）

- 長期履修は学年の始めから年単位での許可となります。
- 長期履修学生であっても、在学年限を超えて在学することはできません。
- 長期履修で許可された期間に変更が生じた場合には、長期履修計画変更願により変更手続きが必要です。（計画よりも早く修了する場合や*休学する場合等も含む）
*休学が避けられない事態が生じ、変更願の手続きが行われなかった場合には、原則、長期履修の短縮又は取り消しとなります。また、休学は2か月以上修学できない場合に1年以内で取得することができますが、長期履修は学年の始めから年単位に限られていることから、1年を単位とする休学の場合に限り長期履修期間延長の申請が認められますので、期間の設定には注意してください。
- 長期履修学生が学生としての本分に反する行為をしたとき又は年度途中で許可の要件を欠くことが判明したときは、当該年度の4月に遡って許可が取り消しとなります。
- 授業料について、修了までに支払う総額は標準の修業年限で修了する場合と同じ額となります。よって、長期履修で許可された期間に変更が生じた場合（計画よりも早く修了する場合、休学又は退学する場合及び取り消しとなった場合）には、通常の授業料との差額を支払う必要が生じ、長期履修をしなかった場合と比べ1回の納付金額が大きくなる場合があります。

令和 年 月 日

所属：人間総合科学学術院人間総合科学研究群

修士課程、博士課程（前期・後期・3年制・医学の課程）

学位プログラム

（サブプログラム）

学籍番号： _____

氏名（自署）： _____